

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童扶養手当法（以下「法」という。）に基づく児童扶養手当支給停止処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市長（以下「処分庁」という。）が、令和 3 年 1 0 月 2 9 日付けの児童扶養手当支給停止通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った、法 9 条の規定に基づく児童扶養手当支給停止処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

所得制限限度額が 2, 3 0 0, 0 0 0 円であり、超過分 4 3, 2 0 0 円により月々 4 3, 1 6 0 円の支給が停止となるのは不当と思ひその意向を示す。養育費が 0 円なのに支給が 1 円ももらえないのは非常に生活が苦しいからです。世の中には養育費をもらい、それを隠して支給をもらって楽をしている人が山ほどいるからです。私は一生懸命、ひとり親として働き、職場環境が悪く定時で帰れない残業の代金が超過分となり、それで支給が停止になるのは不当だと思ひます。もっと一人ひとりの生活状況を見て判断して頂きたい。請求人は社会的弱者であって、支給停止の通知をもらい、国に死ねと言われていたようなものだ、今感じています。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法４５条２項の規定を適用して、棄却すべきである。

第５ 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和５年 １月２７日	諮問
令和５年 ３月１３日	審議（第７６回第３部会）
令和５年 ４月１１日	審議（第７７回第３部会）

第６ 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

１ 法令等の定め

(1) 支給要件

法４条１項は、市長（特別区の区長を含む。）は、父母が婚姻を解消した児童、父が死亡した児童、父が政令で定める程度の障害の状態にある児童等の母が当該児童を監護する場合、当該母に手当を支給することとしている。

(2) 支給金額

法５条１項は、手当は、月を単位として支給するものとしており、令和２年４月以降のその額（基本額）は、同規定及び法５条の２第１項、３項並びに法施行令（令和４年政令第１０９号（同年４月１日施行）による改正前のもの。以下同じ。）２条の２第１項の規定により、４３，１６０円としている。

(3) 支給の制限

手当の受給資格を有する者について、法９条１項は、手当は、その者の前年の所得が、その者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の１２月３１日において生計を維持したもの（以下、扶養親族等と同児

童を併せて「扶養親族・扶養外児童」という。)の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しないこととしている(以下「支給制限」という。)

(4) 法9条1項の適用に関する政令の規定

ア 法施行令2条の4第1項の規定及び同項の表は、法9条1項に規定する政令で定める額は、扶養親族・扶養外児童が1人であるときは870,000円としている。

イ 法施行令2条の4第2項の規定及び同項の表は、支給制限は、扶養親族・扶養外児童が1人であって、同項に規定する所得が2,300,000円(全部支給制限開始所得額)以上である場合は、支給制限は、手当の全部について行うものとしている。

ウ 法9条1項に規定する所得について、法施行令3条1項本文は、その範囲は、前年の所得のうち、地方税法の規定による都道府県民税についての同法その他の都道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とし、法施行令4条1項本文は、所得の額の計算方法は、その年の4月1日の属する年度分の都道府県民税に係る地方税法32条1項に規定する総所得金額、退職所得金額等から80,000円を控除した額とするとしている。

(5) 現況届

法施行規則4条は、手当の支給を受けている者は、児童扶養手当現況届に受給資格者の前年の所得の額(法施行令3条及び4条の規定によって計算した所得の額をいう。)並びに扶養親族等の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書等の書類を添えて、毎年8月1日から同月31日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならないとしている。ただし、これらの書類等により証明すべき事実については、法施行規則26条7項の規定は、手当の支給機関は、これを公簿等によって確認することができるときは、当該書類等を省略させることができるとしている。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、請求人を手当の受給資格者と認定して手当を支給してきたところ、本件現況届により、請求人の前年（令和2年）の所得について合計所得額が2,423,200円であり、同額から法施行令4条1項本文に規定する80,000円を控除した額が2,343,200円であること及び扶養親族・扶養外児童が1人であることを確認し、当該控除後の所得の額が全部支給制限開始所得額2,300,000円以上であったことから、手当の全部について支給制限を行う場合に該当するとして、本件処分を行ったことが認められる。

そうすると、請求人に対する手当を全部支給停止とする本件処分は、上記1の法令等の定めに則ったものであり、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり主張する。

しかし、たとえ請求人の就業状況のような個別の事情が請求人にあったとしても、手当は、上記1の法令等の定めに従い、受給資格を有する者の前年の所得に基づいて支給されるものであり（上記1・(3)）、本件処分が上記1の法令等の定めに則って行われたと認められることは上記2のとおりであるから、請求人の主張を採用することはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分について、違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

羽根一成、加々美光子、青木淳一